

紹介受診重点医療機関の指定について

【意義】

患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。

また、人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要性から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として明確化する必要があるため、各保健医療圏で『紹介受診重点医療機関』を指定することを国から求められています。

一方、患者に対しては、外来機能報告制度（外来医療の実施状況を都道府県に報告）を介して、情報提供していくものです。

【指定について】

指定するには、①紹介受診重点医療機関となる該当の医療機関（病院）の意向が必要

②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準

・初診に占める重点外来の割合が 40%以上 かつ

再診に占める重点外来の割合が 25%以上

資料 2-2 より

指定候補医療機関 岩手県立胆沢病院

別添「資料 1-2」のとおり、「意向あり」で、上記②の条件も満たしていること。

胆江圏域では、他に相応しい医療機関（病院）が見当たらないこと。

以上の状況から、**胆江圏域における紹介受診重点医療機関には、岩手県立胆沢病**

院を指定したいこと。

【上記指定に係る回答について】

委員の皆様には、別添回答様式に、この指定についての賛否をご回答願います。